

# 行田市景観計画 一概要版一

## 行田市景観計画について

### 1. 景観計画策定の目的

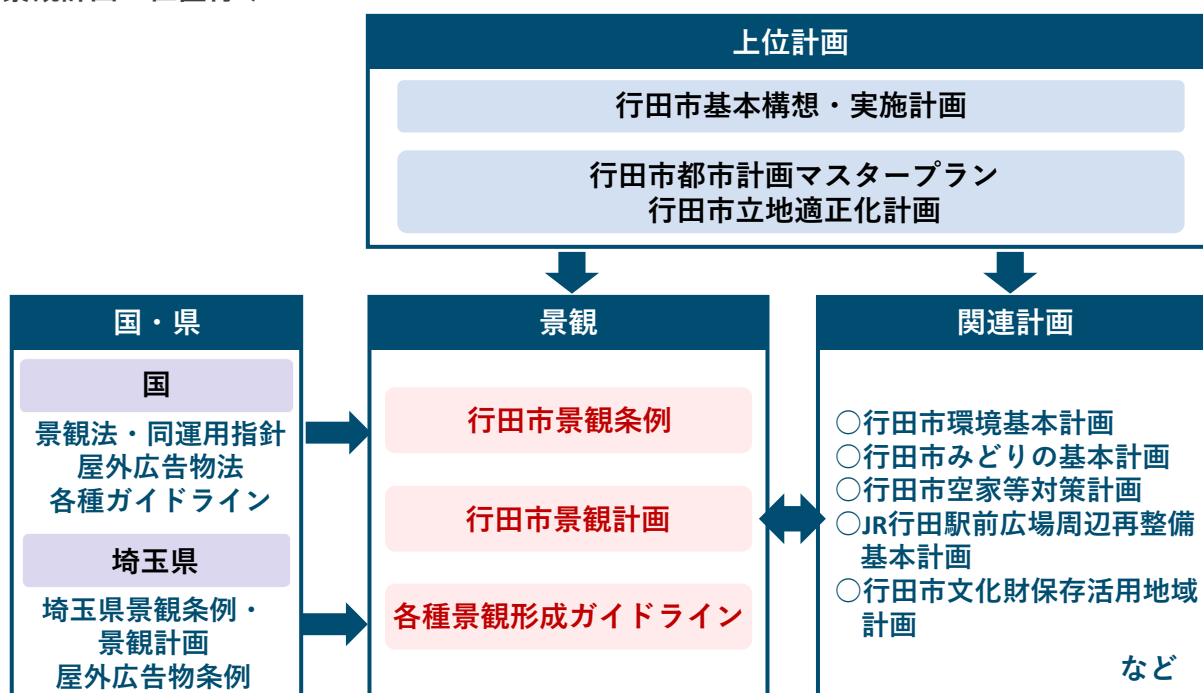
本市では、平成11年（1999年）3月に策定した行田市景観形成基本計画、平成19年（2007年）策定の埼玉県景観計画を運用し、景観づくりに取り組んできました。昨今、八幡通りをはじめとする一部地域では、良好な景観づくりに対する市民意識が醸成され、よりきめ細やかな景観誘導と地域への配慮が求められています。

これらの状況を踏まえ、本市の特色ある景観を活かした良好な景観の形成を図ることで、市民の誇りと愛着を育み、住みたい、訪れたいと感じられるまちの実現に寄与することを目的に令和7年（2025年）5月に景観行政団体となり、景観法（平成16年法律第110号）に基づく行田市景観計画を策定しました。

### 2. 計画の位置付け

本計画は、景観法第8条に基づき策定する計画であり、景観の誘導を行うための基本的な方針、行為の制限等に関する事項を定めるもので、本市における景観行政の基本となる計画です。行田市基本構想・実施計画及び行田市都市計画マスタープランと整合し、埼玉県景観計画との調和を図るとともに、本市の景観行政を総合的かつ計画的に推進するためのもので、関連計画とも連携した内容で構成します。

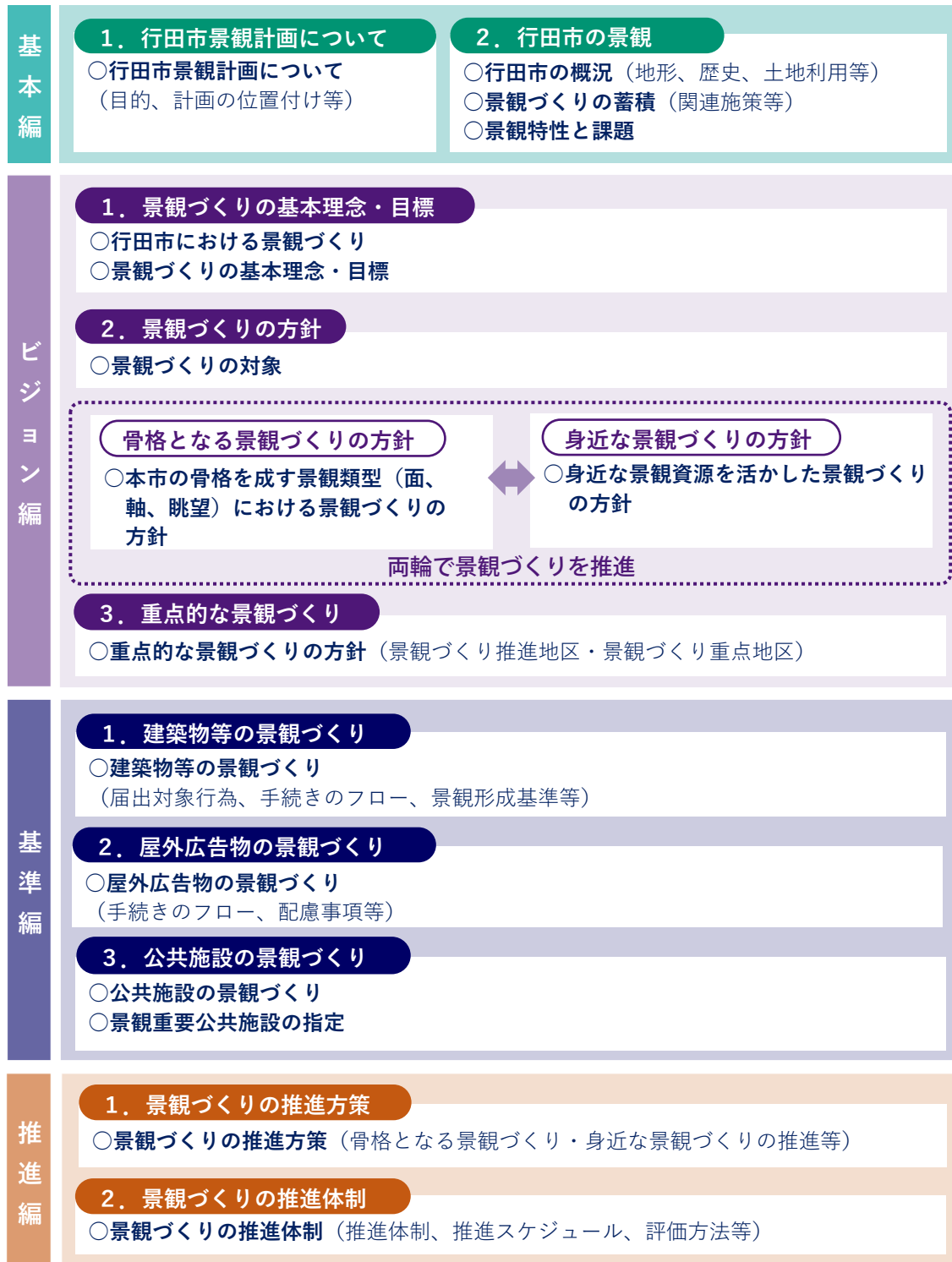
#### ■景観計画の位置付け



### 3. 計画の構成

策定の目的や景観特性等を示す「基本編」、景観づくりの目標・方針を示す「ビジョン編」、目標・方針を実現していくための施策や取組を示す「基準編」と「推進編」の4編の構成とします。

#### ■景観計画の構成



### 4. 計画の区域

本計画では、市内各地域の個性や特色を活かした景観づくりを推進するため、市全域を景観計画区域として定めます。

# 景観づくりの基本理念・目標

肥沃な土地と古代から連綿と受け継がれる歴史・文化に育まれたまち並み、風土、精神が息づく本市の景観特性を踏まえ、景観づくりの基本理念、目標を次のとおり定めます。

## 1. 景観づくりの基本理念

ともにつくる

愛着と誇りを紡ぐまち 行田

## 2. 景観づくりの基本目標

### (1) 暮らし・産業の基礎である自然・田園環境を守り、育む

平坦な土地にある本市では、大小の河川・水路等が流れ、景観の基盤・骨格を形成しています。この水の恵みによって育まれてきた、1年を通して彩りの豊かな田園・屋敷林の残る集落や市民に憩いの場として親しまれる河川・水路のほか、水辺の遊歩道・サイクリングロード等を守り育みます。

### (2) 受け継がれてきた歴史・文化の蓄積を活かし、次世代に継承する

古墳、忍城の城下町、全国に誇る足袋のまちとして古代から連綿と受け継がれる歴史・文化に育まれた伝統や風格、まち並み、歴史的な資源を活かし、魅力を高めることで、次世代に継承します。

### (3) 市民や観光客に親しまれ、市の顔となるエリアの魅力を高める

自然環境、歴史・文化に恵まれ、城下の町割りを受け継ぐまちなかと忍城址、埼玉古墳群、古代蓮の里等では、市の顔となるエリアが形成され、市民のみならず市外からも多くの人が訪れ、親しまれています。公民の協働により、質の高い建築物等の誘導、自然環境や歴史・文化的資源の活用、歩く人にとっての魅力づくり等を推進し、エリアの魅力を高めます。また、エリア間を巡る回遊ネットワークの形成を進めます。

### (4) 地域固有の資源を活かし、身近な暮らしの環境を豊かにする

地域ごとにみられる寺社等の歴史・文化的資源、緑地や公園、水辺、祭礼・行事等の資源を活かし、地域の景観と調和した建築物の誘導、まちなかの緑化等により身近な生活環境を豊かにします。

### (5) 共有、参加、協働により、景観づくりをともに積み重ねる

世代を超えて受け継がれ、今後も守っていききたい景観や地域資源を、市民、事業者、行政が共有し、それぞれの役割に応じた参加と協働により、本市の個性や魅力を高めます。

# 建築物等の景観づくり

## 1. 届出対象行為

大規模な建築物等は、周辺のまち並みや自然環境等に影響を及ぼす可能性があることから、景観計画区域（市内全域）を対象に、一定規模以上の建築物や工作物を対象として景観法第16条に基づく届出制度による景観誘導を行います。

また、景観づくりを通じて特に魅力向上が求められる主要な景観資源の周辺において、一定規模以上の物件の堆積や太陽光発電設備を届出対象行為に追加します。

届出対象となる行為の規模は下表のとおりです。

### ■景観計画区域（市内全域）における届出対象行為と規模

行為		対象（※1）
建築物	新築、増築、改築又は移転	高さが15mを超えるもの又は建築面積が1,000㎡を超えるもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（※2）	高さが15mを超えるもの、又は建築面積が1,000㎡を超えるもので、その外観のうち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積の3分の1を超えるもの
工作物 （太陽光発電設備は除く）	新設、増築、改築又は移転	高さが15mを超えるもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（※2）	高さが15mを超えるもので、その外観のうち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積の3分の1を超えるもの

### ■物件の堆積及び太陽光発電設備の規制区域（※3）に追加する届出対象行為と規模

行為	対象（※1）	
物件の堆積	堆積物の高さが1.5mを超え、かつ、行為の対象となる土地の面積が500㎡を超えるもの	
太陽光発電設備	新設、増築、改築又は移転	行為の対象となる土地の面積が1,000㎡を超えるもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（※2）	行為の対象となる土地の面積が1,000㎡超を超えるもので、その外観のうち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積の3分の1を超えるもの

※1 通常の管理行為、軽易な行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為等については、届出の対象から除外されています。その他、景観法や行田市景観条例・規則により、届出の対象から除外される行為があります。

※2 既存の建築物・工作物で、各立面の3分の1を超える場合は、同色による塗り替え等でも届出が必要となります。

※3 規制区域の範囲は、p.5を参照してください。

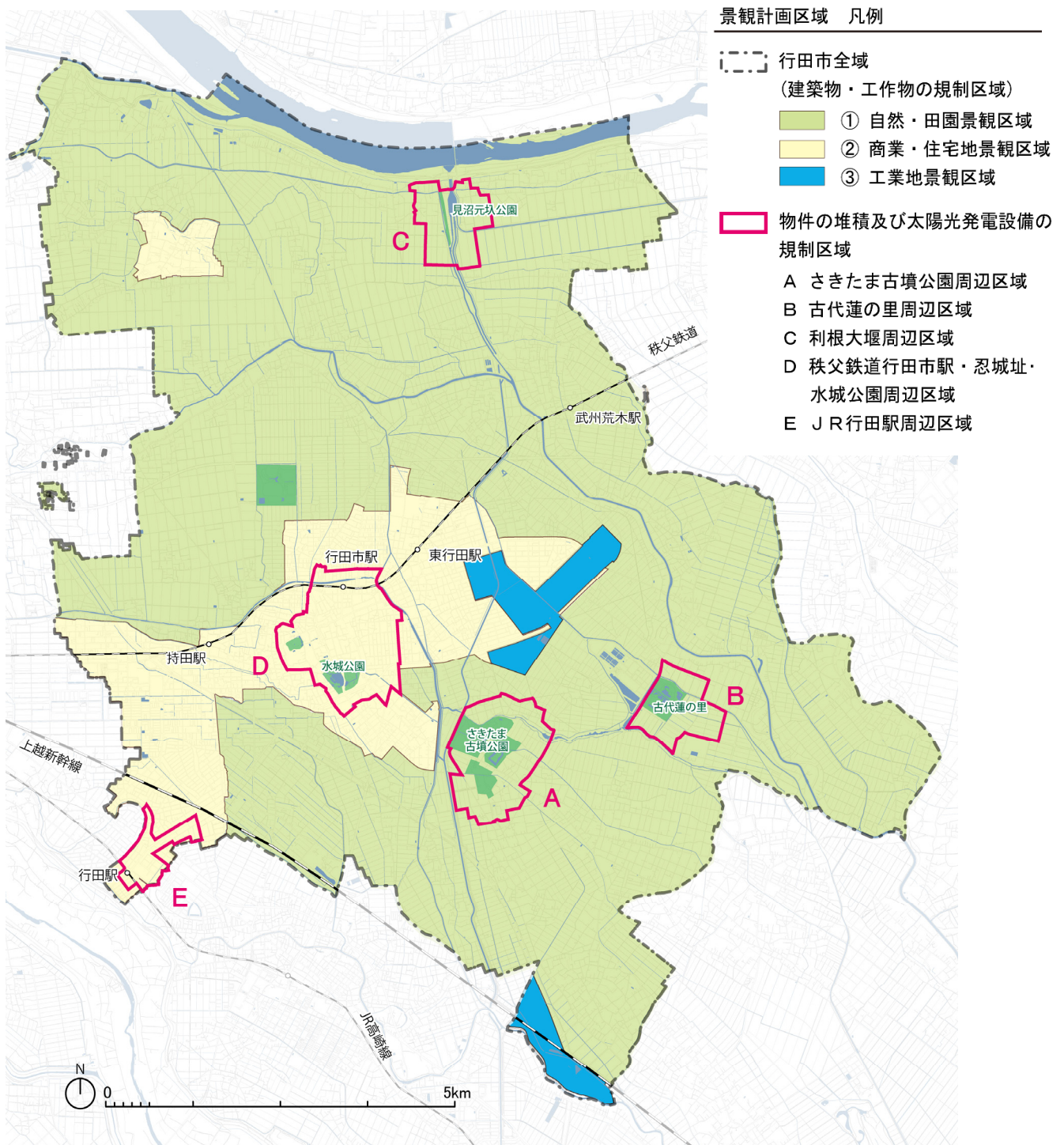
## 2. 規制区域

景観法に基づく届出の対象となる区域を規制区域図のとおり設定します。

市域全域を景観計画区域と定め、都市計画の用途地域・地区計画にて3区域に区分し、それぞれの景観特性に応じた建築物・工作物の景観形成基準を定めます。

また、主要な景観資源の周辺を5区域に区分し、それら全ての区域で物件の堆積及び太陽光発電設備の規制を行います。

### ■景観計画区域、物件の堆積及び太陽光発電設備の規制区域

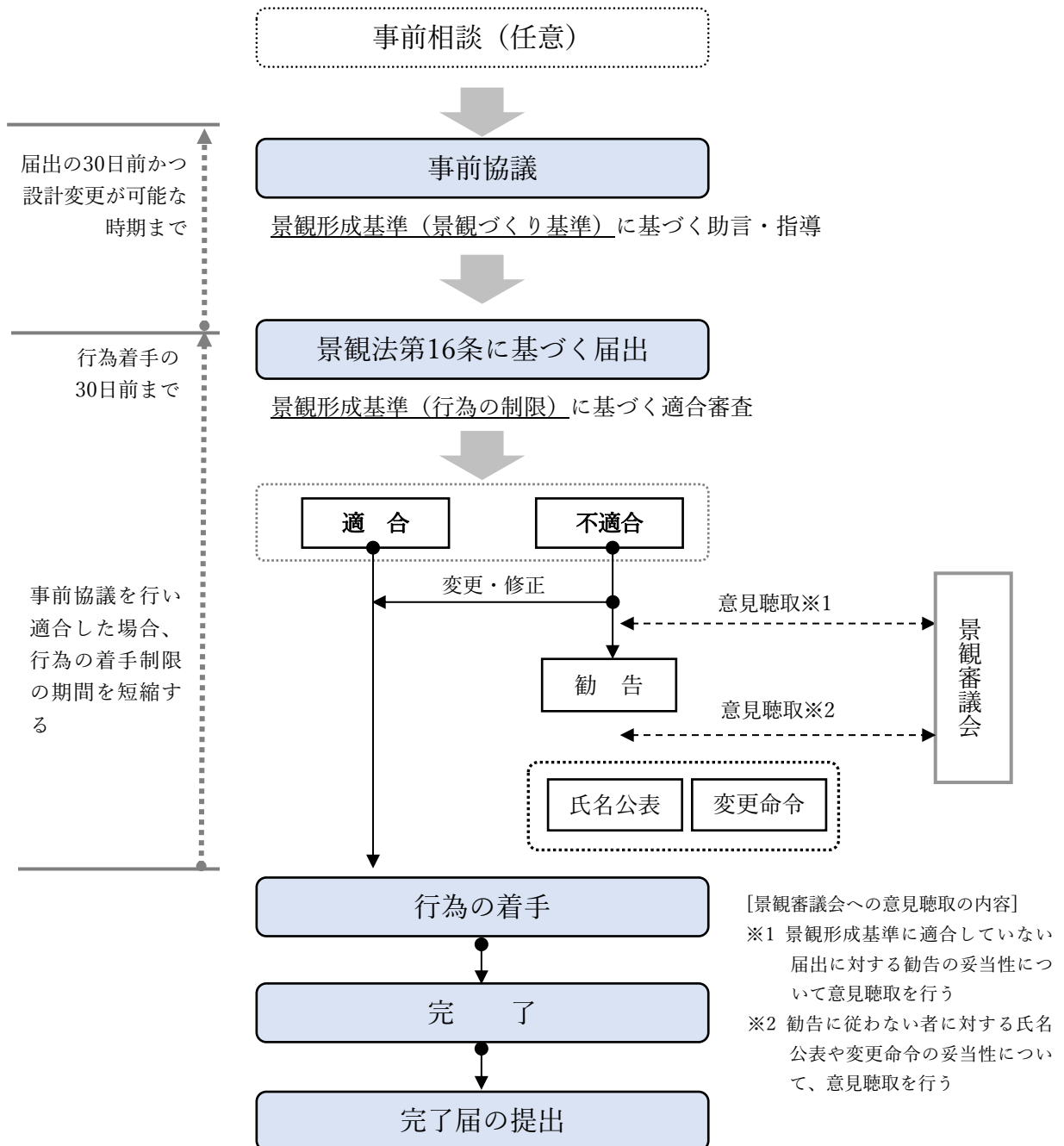


### 3. 手続きのフロー

届出が必要な行為は、景観法に基づく届出の30日前かつ設計変更が可能な時期までに事前協議を行うとともに、行為着手の30日前までに市長へ届出が必要です。

景観形成基準に適合しない場合は、景観審議会への意見聴取の上、勧告や氏名公表、変更命令を行うことがあります。

#### ■建築行為等の手続きのフロー



## 4. 景観計画区域（市内全域）における景観形成基準

景観計画区域（市内全域 p.5）において届出対象行為とする建築物・工作物（太陽光発電設備は除く）の景観形成基準を次のとおり定めます。

### （1）建築物・工作物（太陽光発電設備は除く）の景観形成基準

■景観づくり基準（配慮事項） ※区域の記載がないものは全市共通の基準です。

区分	景観づくり基準（配慮事項）
配置・規模 （周辺景観 中でのあ り方）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○河川・水路、道路その他の公共の場所からの眺望の保全に配慮する。</li> <li>○建築物等の配置・規模は、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を与えないようにする。</li> <li><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">工業地景観区域</span></li> <li>○道路等に接する敷地境界線から後退し、敷地内に空地や緩衝帯（緑地）を確保する。</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物等の外観を構成するものは、周辺のまち並みや建築物と調和したものとする。</li> <li>○建築物の外壁は、部材や色彩・素材等により分節化を図り、圧迫感を与えないようにする。</li> <li>○道路脇の擁壁や塀は、次のいずれかの事項に従い、周辺の景観と調和を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・化粧型枠等、自然素材等を活用した仕上げとする。</li> <li>・植栽による修景、法面緑化等、緑を活用した仕上げとする。</li> <li>・勾配を付ける、階段状の形態等、圧迫感を和らげる形態とする。</li> </ul> </li> <li>○屋外階段、ごみ置き場、屋上設備、バルコニー等に設置する設備機器等は、次のいずれかの事項に従い、建築物本体と調和した形態及び色彩とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物と一体的な形態・意匠の壁面やルーバー等で囲う等、目立たないよう工夫する。</li> <li>・外部から直接見えにくい位置に配置する。</li> <li>・緑化等により修景する。</li> </ul> </li> <li><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">自然・田園景観区域</span></li> <li>○建築物等は、田園の広がりや河川等の自然及び古墳等の史跡と調和した形態・意匠とする。</li> <li><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">商業・住宅地景観区域</span></li> <li>○商店街の建築物等は、低層部を開放感のある外観とし、花や緑、花手水等の設置に配慮する。</li> <li>○住宅地の建築物等は、隣接する敷地や道路等との調和を図り、落ち着いた形態・意匠とする。</li> <li>○駅周辺の建築物等は、低層部を開放感のある外観とし、駅前のにぎわいを演出する形態・意匠とする。</li> <li><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">工業地景観区域</span></li> <li>○敷地内の建築物等は、一体の建築群となるよう、相互に形態・意匠の調和を図る。</li> </ul>

区分	景観づくり基準（配慮事項）
色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物（屋根を除く）及び工作物の外観の色彩は、周辺の景観と調和したものと する。</li> <li>○建築物の屋根の色彩は、彩度2以下程度とし、周辺の景観や建築物の外観と調和 するよう配慮する。</li> <li>○多色を用いる場合は、必要以上の色数を使用せず、色彩相互の調和に十分配慮す る。</li> <li>○アクセント色の使用は、その要否と周辺への影響を考慮し、小さな面積や低い位 置に集約して用いる。</li> <li>○大規模な建築物は、圧迫感を与える暗い色彩や鮮やかな色彩を避ける。</li> <li>○照明は、周辺の景観と調和した明るさや光色等とし、点滅を避ける。</li> <li>○金属板やガラス等は、光を強く反射する材料の使用を避ける。</li> </ul>
外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路等の公共空間に面する部分は、圧迫感を与えず、周辺景観と調和するよう、 県産植木等の樹種を使用し緑化に努める。</li> <li>○外周のフェンス等は、建築物の形態・意匠や周辺景観と調和した落ち着いた色彩 とする。</li> </ul>
太陽光発電 設備（建築 物に付属す る場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物に付属する太陽光発電設備は、次のいずれかの事項に従い、周辺の景観と 調和を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電設備の高さは、建築物の最上部（勾配屋根の頂部）を超えないよう にする。</li> <li>・太陽光発電設備をルーバー等により修景し、建築物本体と調和した色彩とする。</li> <li>・太陽電池モジュール（パネル）は、黒、濃紺、またはダークグレーなどの色彩 を使用し、防眩仕様とする。</li> </ul> </li> </ul>
景観資源へ の配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>○有形文化財や日本遺産の構成文化財、近代土木遺産等に隣接する場合は、それら と調和した配置や規模、形態意匠とする。</li> <li>○敷地内にある歴史的な資源、良好な樹木等は保全、活用する。</li> </ul>

#### ■行為の制限（遵守事項）

区分	行為の制限（遵守事項）
色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物（屋根を除く）及び工作物の外観の色彩は、区域別に定める別表：色彩の 制限基準（p.11）に示す基準に従う。</li> <li>○別表：色彩の制限基準に該当しない色彩及び点滅する光源が形成する面積の合計 （着色していない材料部分の色彩、伝統的な技法や素材を使った色彩で仕上げる 外観の部分を除く。）が、各立面積の3分の1以内であると認めるときは、当該部 分を色彩の制限基準の適用除外とする。</li> </ul>

## 5. 物件の堆積及び太陽光発電設備の規制区域における景観形成基準

物件の堆積及び太陽光発電設備の規制区域（p.5）において届出対象行為とする物件の堆積及び太陽光発電設備の景観形成基準を次のとおり定めます。

### （1）物件の堆積の景観形成基準

#### ■景観づくり基準（配慮事項）

区分	景観づくり基準（配慮事項）
配置・規模 （周辺景観 の中でのあ り方）	○河川・水路、道路その他の公共の場所からの眺望の保全に配慮する。
堆積の方法 遮蔽	<ul style="list-style-type: none"> <li>○資材等の堆積は、周辺の景観と調和するよう、可能な限り低く抑えるとともに整然と堆積し、植栽や塀等で遮蔽する。</li> <li>○外部から堆積物が見えにくいよう、敷地の外周には空地を確保し、敷地の中央部に堆積物を配置する。</li> <li>○遮蔽物は、高さを抑え、周辺の景観と調和した色彩とする。</li> <li>○遮蔽物に多色を用いる場合は、必要以上の色数を使用せず、色彩相互の調和に十分配慮する。</li> <li>○遮蔽物へのアクセント色の使用は、その要否と周辺への影響を考慮し、小さな面積や低い位置に集約して用いる。</li> <li>○主要な公共施設や景観資源等と隣接、又は河川・水路、道路その他の公共の場所から見た際に背景や前景に位置する場所に堆積しないよう配慮する。</li> </ul>
景観資源へ の配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>○有形文化財や日本遺産の構成文化財、近代土木遺産等に隣接する場合は、それらと調和した配置や規模、形態・意匠とする。</li> <li>○歴史的な資源、良好な樹木等がある敷地に堆積しない。</li> </ul>

#### ■行為の制限（遵守事項）

区分	行為の制限（遵守事項）		
堆積の方法 遮蔽	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周囲から堆積物が見えないよう、植栽や塀等で遮蔽する。</li> <li>○資材等の堆積の高さは、3mを超えない。</li> <li>○遮蔽物の色彩は、建築物及び工作物に示す別表：色彩の制限基準（※）に従う。ただし、着色していない材料部分の色彩、伝統的な技法や素材を使った色彩、又は外観の各立面積の3分の1以内で使用する色彩については、適用除外とする。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>※A さきたま古墳公園周辺区域……………</li> <li>B 古代蓮の里周辺区域……………</li> <li>C 利根大堰周辺区域……………</li> <li>D 秩父鉄道行田市駅・忍城址・ 水城公園周辺区域……………</li> <li>E JR行田駅周辺区域……………</li> </ul> </td> <td style="width: 40%; vertical-align: middle; padding-left: 10px;">           用途地域が定められていない区域 (p.11) に準ずる。             用途地域が定められている区域 (p.11) に準ずる。         </td> </tr> </table> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※A さきたま古墳公園周辺区域……………</li> <li>B 古代蓮の里周辺区域……………</li> <li>C 利根大堰周辺区域……………</li> <li>D 秩父鉄道行田市駅・忍城址・ 水城公園周辺区域……………</li> <li>E JR行田駅周辺区域……………</li> </ul>	用途地域が定められていない区域 (p.11) に準ずる。  用途地域が定められている区域 (p.11) に準ずる。
<ul style="list-style-type: none"> <li>※A さきたま古墳公園周辺区域……………</li> <li>B 古代蓮の里周辺区域……………</li> <li>C 利根大堰周辺区域……………</li> <li>D 秩父鉄道行田市駅・忍城址・ 水城公園周辺区域……………</li> <li>E JR行田駅周辺区域……………</li> </ul>	用途地域が定められていない区域 (p.11) に準ずる。  用途地域が定められている区域 (p.11) に準ずる。		

## (2) 太陽光発電設備の景観形成基準

### ■景観づくり基準（配慮事項）

区分	景観づくり基準（配慮事項）
配置・規模 （周辺景観 の中でのあ り方）	○河川・水路、道路その他の公共の場所からの眺望の保全に配慮する。
設置の方法 遮蔽	<ul style="list-style-type: none"> <li>○太陽光発電設備は、敷地境界からできる限り後退させる。</li> <li>○太陽光発電設備の高さをできる限り低くする。</li> <li>○太陽光発電設備を植栽やルーバーにより修景する。</li> <li>○太陽光発電設備（太陽電池モジュール（パネル）は除く）及び修景・遮蔽物は、周辺の景観と調和した色彩とする。</li> <li>○太陽光発電設備（太陽電池モジュール（パネル）は除く）及び修景・遮蔽物に多色を用いる場合は、必要以上の色数を使用せず、色彩相互の調和に十分配慮する。</li> <li>○太陽光発電設備（太陽電池モジュール（パネル）は除く）及び修景・遮蔽物へのアクセント色の使用は、その要否と周辺への影響を考慮し、小さな面積や低い位置に集約して用いる。</li> <li>○太陽電池モジュール（パネル）は防眩仕様とし、周辺への反射の少ない角度とする。</li> <li>○主要な公共施設や景観資源等と一体的に見える位置に設置する場合は、周辺からの見え方に特に配慮する。</li> </ul>
景観資源へ の配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>○有形文化財や日本遺産の構成文化財、近代土木遺産等に隣接する場合は、それらと調和した配置や規模、形態・意匠とする。</li> <li>○歴史的な資源、良好な樹木等がある敷地に設置しない。</li> </ul>

### ■行為の制限（遵守事項）

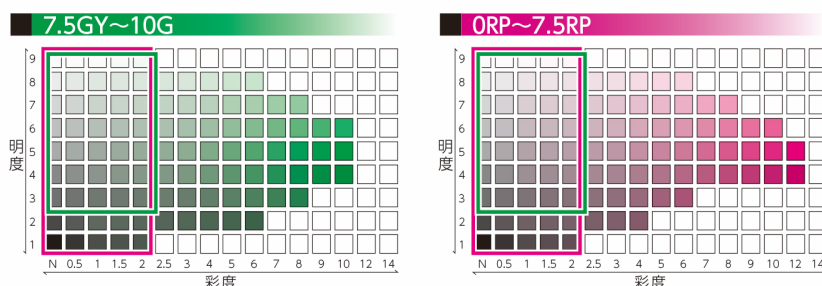
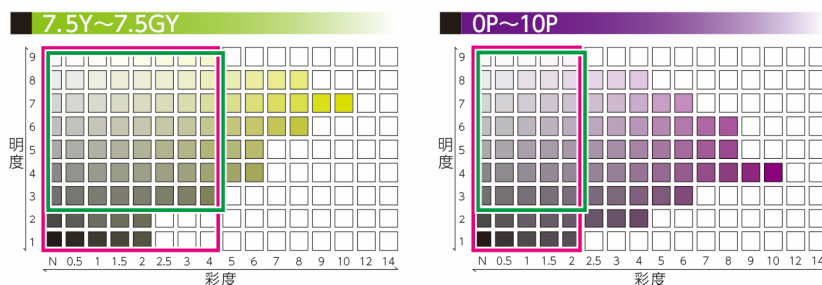
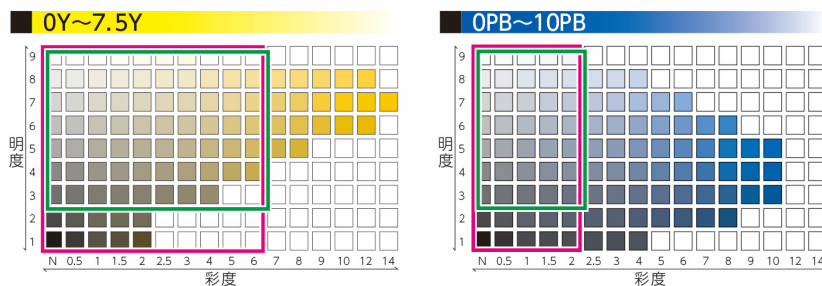
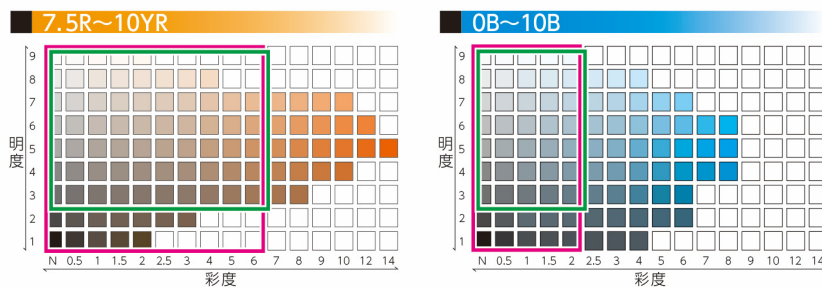
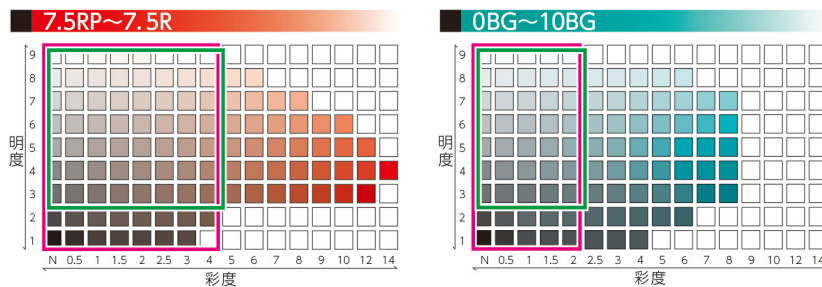
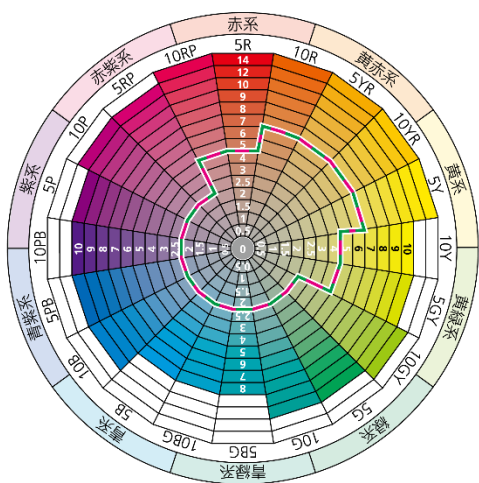
区分	行為の制限（遵守事項）
色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>○太陽光発電設備（太陽電池モジュール（パネル）は除く）及び修景・遮蔽物の色彩は、彩度4以下とする。</li> <li>○太陽電池モジュール（パネル）は、原則として、黒、濃紺、またはダークグレーなどの色彩を使用する。</li> </ul>

■別表 色彩の制限基準（遵守事項）

対象	区域	色相	明度	彩度
建築物・工作物の外観の色彩／物件の堆積の遮蔽物の色彩	用途地域が定められていない区域 ※1	7.5R～7.5Y	2を超える	6以下
		7.5RP～7.5R(7.5Rは含まない) 7.5Y～7.5GY(7.5Yは含まない)	2を超える	4以下
		7.5GY～7.5RP(7.5GY及び7.5RPは含まない)	2を超える	2以下
	用途地域が定められている区域 ※2	7.5R～7.5Y	—	6以下
		7.5RP～7.5R(7.5Rは含まない) 7.5Y～7.5GY(7.5Yは含まない)	—	4以下
		7.5GY～7.5RP(7.5GY及び7.5RPは含まない)	—	2以下

※1 ①自然・田園景観区域に該当する区域で使用可能な範囲

※2 ②商業・住宅地景観区域、③工業地景観区域に該当する区域で使用可能な範囲



色彩基準による使用可能範囲

- 用途地域が定められていない区域
- 用途地域が定められている区域

※ただし、着色していない材料部分の色彩、伝統的な技法や素材を使った色彩、又は外観の各立面積の3分の1以内で使用する色彩については、適用除外とする。

## 屋外広告物の景観づくり

屋外広告物は、良好な景観づくりを推進する上で重要な要素であることから、建築物や工作物の形態・意匠等にあわせ、適切な誘導を図ることが求められます。

そのため、重点的な景観づくりを行うエリア（景観づくり推進地区・景観づくり重点地区）については、埼玉県屋外広告物条例の許可基準に加え、景観法に基づく屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項を配慮事項として定め、事前協議により誘導を図ります。

## 景観重要公共施設の指定

道路、河川、公園等の公共施設（景観法第8条第2項第4号に定める特定公共施設）が良好な景観づくりに資する場合は、下記の指定方針に基づき当該施設管理者と協議の上、景観重要公共施設に指定します。

### 景観重要公共施設の指定方針

- ・景観上優れた外観を有し、良好な景観づくりに資するもの
- ・地域の自然や歴史、文化の特徴を感じさせるもの
- ・地域のシンボリックな施設として市民に広く親しまれているもの
- ・適切な維持管理が行われているもの
- ・景観づくり推進地区、景観づくり重点地区及びその周辺の景観づくりにおいて特に重要なもの

## 景観重要建造物・景観重要樹木の指定

道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見することができ、指定方針のいずれかの要件に該当する建造物・樹木のうち、良好な景観づくりに重要と認められるものについて、所有者と協議し、景観重要建造物・景観重要樹木として指定します。

### 景観重要建造物・樹木の指定方針

- ・建造物の外観又は樹容が景観上の特徴を有しているもの  
（歴史・文化的な意義がある、地域における生活や産業から形成された地域固有のものである、景観づくりに先導的な特徴がある等）
- ・地域のシンボリックな存在であり、市民に広く親しまれているもの
- ・景観的な価値が対内外的に評価されているもの  
（県、国の景観表彰を受賞したもの／登録有形文化財／本市独自の景観資源制度等を創設した場合はその認定を受けたもの等）